

○財務省告示第百九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基き、平成二十九年三月二十一日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百七十回）

二 発行の根拠 東日本大震災からの復興のため

の法律及びその財源の確保に関する特別措置法

（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第四项及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一项並びに財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第七条第一项、法律第九号（昭和二十六年法律第九号）第九十一条並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二项、同条第四項、第九十五条及び第三十七条第一項及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二							十 一	十 一
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 三 十 年 三 月 二 十 日			銭 四 厘	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 八	銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 五	平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 一 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
--	---	------------------	---	--------------------------------------	--	--	--	--	--	-------------	--	---	--	--	--